境財産区議会が境財産区管理会へと変わります

境財産区について

境財産区は昭和29年の町村合併のとき、当時の旧境村の村有林を、合併後も地域の公共的事業に役立てるため設立されました。

これまで、所有する山林の木材売却益などを原資に、境地区の自治会が集会所を建築するときに補助金を交付するなど、境地区の生活環境向上に寄与してきました。

令和5年6月11日に、境財産区の重要な事柄を審議・決定するための機関である「境 財産区**議会**」を「境財産区**管理会**」へ移行します。

財産区議会とは

財産区の山林の伐採や植林、予算・決算など、重要な事柄を審議・決定する ための機関です。

市議会と同じように公職選挙法の規定により選挙を実施し、地域住民の代表として選出された議員により構成されています。

管理会になると変わるところ

(1) 議員から委員に変わります。

選挙で議員を選出するのではなく、自治会から推薦された方を市長が市議会の同意を得て委員に選任します。

(2) 定数が12名から7名になります。

現在の議員定数(12名)から、法令で定められた委員定数(7名)に変わります。地区割と定数については以下のとおりです。

地区	宮原	上境	下境 小原沢	小木須	大木須	横枕	大沢
定数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名

(3) 財産区の重要な事柄の審議・決定をする機関が市議会になります。

山林の伐採や植林、予算・決算など、財産区の重要な事柄の審議・決定は市議会で行うことになります。ただし、前もって財産区管理会の同意を得ることが法令で定まっているので、これまで同様に地域住民の意思を反映することができます。

管理会への移行後も、境地区の生活環境改善に寄与できるよう財産区を運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。